

## 公募要領

### 1. 事業名

令和4年度 外国人学校の保健衛生環境整備事業 地域における外国人学校の保健衛生の確保に係る調査研究事業

### 2. 趣 旨

新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、専ら外国人の子供の教育を目的とした施設（いわゆる「外国人学校」）においても感染者やクラスターが発生し、政府においてもその対策の重要性が認識された。

外国人学校には、各種学校として認可されている学校に加え、認可を受けていない認可外施設が存在するが、それらの施設は学校教育法第一条に定められる学校（いわゆる「一条校」）と異なり、学校保健安全法の適用外となっているなど、保健衛生対策は各設置者に任されている。令和3年度に文部科学省が行った調査では、保健室の設置や健康診断の実施ができていない学校も一部存在するなど、課題が明らかとなった。

本事業においては、上述のような新型コロナウイルス感染拡大を契機に顕在化した外国人学校の保健衛生環境に係る現状及び課題の整理、並びに改善策の検討のために開催された「外国人学校の保健衛生環境に係る有識者会議」の最終とりまとめの内容も踏まえ、地域における外国人学校の保健衛生の確保に向けた有効な方策について検討を行い、地域の実情を踏まえた支援の在り方の好事例を創出する。

### 3. 事業の内容

本事業の委託を受けた団体（以下「受託団体」という。）は、以下の業務について実施するものとする。なお、具体的な業務のイメージについては、別添Q&Aも参考とすることが望ましい。

#### (1) 地域の外国人学校の把握、及び保健衛生に係る課題の調査

- 外国人学校の保健衛生の確保への支援実施のための基礎情報の把握・整理
  - ※ 外国人学校の規模や運営状況、教職員の配置状況等の基本的な情報、保健衛生に係る対策の実施状況・課題 等
  - ※ 調査方法には訪問調査を含む。
  - ※ 現段階で把握できていない認可外の外国人学校の把握促進にも積極的に取り組むこと。

#### (2) 地域の外国人学校の保健衛生の確保に向けた関係者会議等の開催

- 関係団体で構成される関係者会議等の開催を通じた、外国人学校の保

健衛生の取組に当たっての課題の整理・方向性等の検討

(3) 地域の外国人学校における保健衛生の確保に向けた取組の支援

- 関係団体との連携による外国人学校の保健衛生の確保に資する支援の実施

※ 取組の例：

- ・ 外国人学校に対する保健衛生に関する相談対応・情報発信
- ・ 外国人学校への学校医・保健師・養護教諭・臨床心理士等の医療・保健衛生・心のケアの専門家による巡回
- ・ 外国人学校の教職員向けの研修会等の開催 等

(4) 成果報告書等の作成、及び成果の普及促進

- 本事業の取組に関する調査報告書の作成、文部科学省への提出（毎年度末に実施）

- 他の地方自治体との協力・連携

※ 取組の例：

- ・ 他の自治体からの視察依頼の受入れ
- ・ 他の自治体への保健衛生の取組の広報・普及啓発の実施 等

(5) 上記業務の実施に係る留意事項

- 本事業の実施に当たっては、最終取りまとめの趣旨を十分に踏まえること。
- 地域の実情に応じて、外国語対応の可能な職員や、多文化共生に関する知見又は実績を有する職員を配置することが望ましい。
- 文部科学省と時宜に連絡を取りながら、本事業を実施すること。
- 本事業の実施に当たっては、関係団体と連携の上、実施すること。
- 本事業の実施に当たっては、「全国プラットフォーム事業」の受託団体と連携すること（ウェブサイトやシンポジウム等を通じた本事業の取組状況や成果等についての情報発信等。）
- 本事業の成果等について、ウェブサイトや地域の実情に応じた方法で幅広く情報発信すること。なお、外国人学校向けの情報発信に当たっては、多言語翻訳のほか、資料の重要度を明示する、やさしい日本語を活用するなど、外国人学校が必要とする情報を得られやすくなるよう工夫すること。
- 都道府県・市町村をまたいで広域から通学する子供が存在する外国人学校もあり、広域行政・広域的な観点が必要であることに留意すること。

○ 本事業の全部を再委託することは認められない。

#### 4. 公募対象

学校保健又は医療に関する知見及び実績を有し、文部科学省を始め、外国人学校や支援団体等を含む関係諸団体と密接な連携を図ることができる地方自治体又は地方自治体等の連合体とする。

なお、申請の主体（以下「代表団体」という。）は地方自治体とし、連合体の構成団体としては、代表団体以外の地方自治体、NPO等支援団体、大学等が想定される。

#### 5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 6. 事業期間、事業規模（予算）及び採択数

- (1) 実施期間：令和4年度～令和6年度
- (2) 事業規模：1件当たり総額13,191千円（各年度）
- (3) 採 択 数：2件を採択予定。

※ 毎年度、事業の実施状況等について評価又は確認を行い、事業の継続の可否を判断した上で、契約の締結は年度ごとに行うものとする。なお、各年の委託期間は、当該年度末日又は委託を受けた日から業務が終了する日までとし、年度をまたぐことはできない。

※ 各年度の事業規模は、上記の額を上限とする。ただし、予算状況等によっては各年度の上限及び事業期間に変動が生じることがある。

※ 採択件数は、都道府県から1自治体、市町村から1自治体を予定しているが、応募状況等を踏まえ審査委員会において決定する。

#### 7. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

#### 8. 企画提案書等の提出方法等

##### (1) 提出方法

PDF形式の資料を電子メールにて提出すること。

※ メールのはじめの件名は「【企画提案書等提出】事業名\_団体名」とすること。

※ 受信通知は、送信者に対してメールにて返信する。

(2) 提出先及び問合せ先

文部科学省大臣官房国際課

E-mail : [kokusai@mext.go.jp](mailto:kokusai@mext.go.jp)

TEL : 03-6734-3222

FAX : 03-6734-3669

(3) 提出書類等

① 企画提案書

※ 委託要項で定める事業計画書によって代えることとする。なお、必要に応じて、事業計画書に記載の内容を補足する資料を添付して構わない。

② 団体の概要が分かる資料（連合体の場合はその体制と構成する各共同実施団体の概要が分かる資料）

※ 事務局体制図(職員数明記)、財務諸表等

③ その他必要と思われる資料

(4) 提出期限等

提出期限：令和4年6月20日（月） 12時必着

※ 全ての書類をこの期限までに提出すること。なお、送信時刻をもって提出されたものとみなす。

※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差し替えは一切認めない。

9. 選定方法等

(1) 選定方法

大臣官房国際課に設置された「外国人学校における保健衛生環境整備事業」委託審査委員会において審査を実施する。

一次審査：提出された企画提案書をもとにした書面審査

二次審査：面接審査（オンラインを予定）

(2) 審査基準

別添のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内に全ての提案者に選定結果を通知する。

なお、審査の結果は通過如何に限らず全ての候補者に通知する。

10. 契約締結に関する取決め

- (1) 選定の結果、採択者と契約額及び契約条件等を調整するものとする。なお、契約額については、委託事業実施計画書と参考見積価格等を勘案して精査し、委託要項等で経費として認められているもの以外の経費、業務の履行に必要なではない経費、過大に見積もられた経費などは負担しない。従って、契約額は採択者の提示する金額と必ずしも一致するもので

はない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

- (2) 国の契約は、会計法により契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても、契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

## 11. 説明会の開催

開催日時：令和4年5月25日（水）15時00分～1時間程度

開催場所：オンライン（zoomを予定）

参加申込方法：[kokusai@mext.go.jp](mailto:kokusai@mext.go.jp) へ、団体名、連絡先メールアドレスを連絡すること。提出のあったメールアドレス宛に参加方法をお知らせする。

## 12. スケジュール

- (1) 公募開始：令和4年5月16日（月）
- (2) 公募説明会：令和4年5月25日（水） 15時
- (3) 公募締切：令和4年6月20日（月） 12時
- (4) 1次審査：令和4年6月下旬
- (5) 2次審査：令和4年7月上旬頃
- (6) 採択決定：令和4年7月上中旬頃
- (7) 契約締結：令和4年7月下旬頃

## 13. その他

- (1) 企画提案書等の作成費用その他一切の費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- (2) 本事業の実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。
- (3) 公募期間中の質問等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。また、質問等に係る重要な情報は、ウェブサイトにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (4) 選定の結果、契約予定者となった場合、速やかに契約締結するため、遅滞なく以下の書類を提出できるよう、事前に準備しておくこと。なお、再委託先がある場合は、再委託先にも周知すること。

[契約締結に当たり必要となる書類]

- ・ 事業計画書（委託業務経費内訳を含む）
- ・ 再委託に係る業務委託経費内訳
- ・ 委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単

価表、旅費支給規定、見積書等)